平成２６年（フ）第２１０号
岐阜県瑞穂市穂積824番地　オレンジハウスマルセン110号
債務者　カルボニリヤ　エディタ　サルバドール（ＣＡＲＢＯＮＩＬＬＡ　ＥＤＩＴＨＡ　ＳＡＬＶＡＤＯＲ）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１４号
岐阜市水主町２丁目61番地１
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７号
岐阜県瑞穂市野田新田4131番地　丸門運輸アパート101号、住民票上の住所岐阜市河渡1255番地１
債務者　井上てる美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
三重県津市片田新町89番地３
債務者　木村美恵子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６７号
三重県伊賀市上神戸4560番地の901
債務者　久堀　幸男
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６５号
滋賀県東近江市中小路町588番地１フォルサ寮１号館105号室、前住所滋賀県犬上郡多賀町大字大岡319番地
債務者　山下　　純
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９５号
滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地、前住所滋賀県彦根市高宮町1385番地　101号
債務者　髙橋　信幸
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４４８号
神戸市灘区六甲台町６番13―307号、住民票上の住所神戸市灘区篠原本町５丁目３番10号
債務者　美容室アンこと　福原　伸治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県八女市黒木町田代2778番地５
債務者　堤　　広幸
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２５号
福岡県八女郡広川町大字日吉1404番地９
債務者　下畠ひろみ
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県田川郡福智町上野3617番地６町営天郷団地53―１棟53―６号
債務者　小松　妙美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１６５号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1340番地６　新橋住宅２―226号
債務者　黒木　智朗
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７１号
宮崎市大字跡江3643番地
債務者　川越万里子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５号
宮崎県都城市一万城町16号１番地　52―１―22
債務者　室屋　則子（旧姓高谷）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１２号
石川県羽咋市本町マ129番地
債務者　山岸　義明
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１４３号
福井県丹生郡越前町小曽原第110号128番地、旧住所福井県丹生郡越前町上山中第49号６番地
債務者　林　　初美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
長野県松本市大字寿小赤774番地１　フレグランス寿101号室
債務者　近藤　有雄
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部